

《水道開始・中止・名義変更等のしおり》

1. 鹿嶋市の水道は、鹿嶋市水道事業給水条例が給水契約の内容となっております。
あらかじめご了承のうえご使用ください。
2. 水道の使用を開始される場合は、上水道給水(開始)申込が必要です。
3. 転出、転居等で水道を使用されなくなる場合は、上水道給水(中止)申込が必要です。
水道料金の窓口に来庁していただくか、または電話でご連絡ください。
(ア) 届出がない場合、ご使用されなくても基本料金が発生します。
(イ) 長期間水道を使用しないときも中止をすることができます。中止申込みをしない場合には、基本料金が発生します。
4. 水道を使用される方が変更(名義変更)になる場合は、届出が必要です。
(ア) 水道を使用される方が変更になる場合は、水道料金窓口で申請してください。
(イ) 電話での受付は行っておりません。
5. 水道料金のお支払い方法は次のとおりです。
 - (1) 納入通知書によるお支払い
 - ・ 毎月、納入通知書を送付いたしますので、納期限内にお近くの金融機関、コンビニエンスストア又はスマートフォン決済によりお支払いください。
(“PayPay”, “LINE Pay”, “PayB”がご利用できます。)
 - (2) 口座振替によるお支払いの場合(口座振替手続きが必要です)
 - ・ 毎月22日に口座振替します。(振替不能の場合、再振替は行っておりません。督促状でお支払いいただくか、水道料金窓口での精算となります。)
 - ・ 指定金融機関の窓口で口座振替手続きをする場合は、通帳又はキャッシュカード、お届け印、水栓番号(検針票又は納付書に記載)が必要となります。
指定金融機関のキャッシュカードをお持ちの方は、水道課の窓口で手続きができます。
(指定金融機関：鹿嶋市内に本店・支店のある金融機関又はゆうちょ銀行)
 - ・ クレジットカードによる支払いは取扱っておりません。
 - (3) 上下水道料金を滞納されますと、給水停止になりますのでご注意ください。
 - (4) 下水道が接続されているところは、下水道料金が含まれています。

【お問合せ先】

鹿嶋市水道課 TEL 0299-82-2911 (内線574・575)
受付／業務時間 平日8時30分～17時15分(土日祝日・年末年始は除く)